

令和5年第2回定例会
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(議案補充説明)

(1) 議案第55号 「損害賠償の額の決定及び和解について」	1
(2) 議案第57号 「和解について」	2
(3) 議案第62号 「三重県地方卸売市場の指定管理者の指定について」	4

(所管事項説明)

(1) 伊勢茶の振興について	12	
(2) 令和4年度における森林環境譲与税の活用状況について	14	
(3) 第4期みえ生物多様性推進プラン(中間案)について	16	別添1 別冊1
(4) 藻場及び干潟・浅場の再生に向けた取組について	18	
(5) 各種審議会等の審議状況の報告について	20	

【別冊1】 第4期みえ生物多様性推進プラン(中間案)

令和5年12月
農林水産部

(議案補充説明)

(1) 議案第55号「損害賠償の額の決定及び和解について」

1 概要

令和5年5月12日、農業研究所敷地内において、農業研究所(基盤技術研究室)職員が、草刈り機で除草作業をしていたところ、小石が飛散し、付近に駐車していた車両のフロントガラスを損傷したものです。

この事故について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に係る議会の議決をお願いするものです。

2 損害賠償の相手方及び損害賠償額

住 所	松阪市
氏 名	個人
損害賠償額	154,616円

3 過失割合

10(県) : 0(相手方)

(2) 議案第57号「和解について」

1 当事者

原告： 鈴鹿市須賀二丁目517番地の1
須賀株式会社 代表取締役 岡田 達也

被告： 三重県

2 概要

令和2年度に四日市農林事務所が発注した建設工事において、契約後、入札に参加していた原告から、明細表の単価に誤りがあるとの指摘を受け、確認したところ、積算において材料費が未計上となっており、予定価格が約150万円過少となっていることが判明しました。なお、正しい予定価格で入札を実施した場合、原告が落札者となっていました。

原告は、被告の積算誤りがなければ、原告が本件工事を落札及び施工することによって相応の利益を得ていたとして、その利益に相当する損害3,430万1,000円の賠償金支払いを求め、津地方裁判所に訴えを提起しました。

本事件について、これまで裁判が行われてきましたが、津地方裁判所より和解勧告があり、和解条項の内容を検討したところ、県の主張が考慮されたものとなっており、県として受け入れることのできる内容であることから、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、和解に係る議会の議決をお願いするものです。

3 和解の内容

- (1) 被告は、原告に対し、和解金1,950万円を支払う。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 原告と被告は、原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

【参考】

○ 工事の概要

工 事 名：平成31年度 鈴鹿川沿岸 8 期地区 農業競争力強化基盤整備事業
4ブロック用水路その2 工事

施工箇所：鈴鹿市北長太町、南長太町

予定価格：212,291,200円（税込）

契約金額：197,560,000円（税込）

工 期：令和2年8月11日 ～ 令和3年2月26日

○ 入札から和解勧告までの経緯

日 付	経 緯
R 2 . 8 . 4	・ 総合評価方式予定価格事後公表案件として入札を実施
R 2 . 8 . 5	・ 競争入札審査会の審査を経て、落札決定
R 2 . 8 . 11	・ 落札者と契約締結
R 2 . 8 . 13	・ 原告から違算箇所の指摘があり、誤りが判明
R 4 . 5 . 18	・ 津地方裁判所から県に訴状送達
R 4 . 6 . 29	・ 初公判
R 5 . 3 . 31	・ 6 回の公判を経て、津地方裁判所から和解提案
R 5 . 9 . 14	・ 3 回の公判を経て、津地方裁判所から和解勧告

(3) 議案第62号「三重県地方卸売市場の指定管理者の指定について」

1 議案

議案第62号「三重県地方卸売市場の指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

農林水産部が所管している公の施設「三重県地方卸売市場」について、令和6年4月1日から、引き続き指定管理者による施設管理を行うため、三重県地方卸売市場条例（平成18年三重県条例第73号）第7条第2項の規定に基づき、指定管理者の指定に係る議会の議決をお願いするものです。

3 対象施設

施設名称 : 三重県地方卸売市場

設置場所 : 三重県松阪市小津町800番地

4 指定管理候補者の名称等

所在地 : 松阪市小津町800番地

名称 : みえ中央市場マネジメント株式会社

代表者 : 代表取締役 仲川 恵三

5 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集については令和5年7月29日から募集要項の配布を開始し、令和5年8月28日から令和5年8月31日までの期間に申請書の受付を行いました。その結果、次の1団体から申請書の提出がありました。

- ・みえ中央市場マネジメント株式会社（松阪市小津町800番地）

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による「三重県地方卸売市場指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、公正・公平なサービス提供の水準なども含め施設の管理・運営全般について、総合的な審査を実施しました。

ア 選定委員会構成員

委員長 常 清秀 (国立大学法人三重大学生物資源学研究科教授)
委員長代理 中島 亨 (国立大学法人三重大学生物資源学研究科准教授)
委員 中嶋 理可 (株式会社百五総合研究所研究員)
委員 澄野 久生 (一般社団法人三重県中小企業診断協会副会長)
委員 木村 薫 (株式会社日本農業新聞中部支所記者)

イ 審査の経過

令和5年5月22日 第1回選定委員会 (審査基準・配点表の決定)
令和5年9月11日 第2回選定委員会 (第1次審査(書面審査))
令和5年9月19日 第3回選定委員会 (第2次審査(ヒアリング審査及び総合判定))

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主要内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準等については、7頁から10頁の「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果 (評価点数)

みえ中央市場マネジメント株式会社
(評価点(委員平均)／満点=138.4点／156点)

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、以下の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 松阪市小津町800番地
名称 みえ中央市場マネジメント株式会社
代表者 代表取締役 仲川 恵三

カ 選定した理由

選定委員会の答申をふまえ、「みえ中央市場マネジメント株式会社」について、

- ・ 市場の設置目的、役割を十分認識しているとともに、必要な人員と安定した財務基盤、適切な収支計画のもと、十分に市場の管理、運営が可能であると見込まれること
- ・ 施設・設備の管理方法、手順や危機管理体制も含めた各種マニュアルが整備され、市場施設の適切な維持管理が可能であると見込まれること
- ・ 市場関係事業者の負担軽減や施設利用率の向上のため施設利用料金の軽減を継続し、既存利用者の利用拡大や新規入居者の確保を推進していること
- ・ 県民サービスを向上させ親しまれる市場づくりを推進するため、SNSを活用した情報発信や、一般消費者向けのイベントの企画について計画されており、市場活性化が期待されること

などを評価し、総合的に判断して指定管理候補者に選定しました。

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理・運營業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービス向上の取組

法令遵守による公正・公平な食品流通と市場施設の適切な維持管理を図る中で、市場関係事業者については、施設利用料金の軽減を継続し、既存利用者の利用拡大・新規入居者の確保等をめざします。また、積極的に情報発信を行うことにより卸売市場の存在・役割を広く一般県民に周知すると共に、料理教室等のイベントを通じて食に対する意識の向上や食育の推進をめざします。

(2) 民間活力の活用

県は、指定管理者制度の継続により、引き続き民間事業者の有するノウハウの活用を図ることができます。

指定管理候補者は、環境負荷の低減や施設・設備の保守管理において異常箇所を早期発見・迅速な修繕対応を計画するなど、経費縮減による経営の安定化と市場関係事業者からの信頼向上が期待できます。

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者の間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

- (1) 県施策への配慮
- (2) 法令等の遵守
- (3) 情報公開および個人情報保護
- (4) リスク分担
- (5) 業務計画書および報告書の提出
- (6) 事業報告書および決算書類の提出
- (7) 実施状況の調査、指示等
- (8) その他必要な事項

9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和5年12月	指定管理者の指定
令和6年3月	協定書の締結
令和6年4月	指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

以下の評価方法により選定を行った。

- ① 「審査内容」ごとに4点を満点として評価する。
- ② 審査した委員の過半数以上が総満点数の60%以上の合計点数となった申請者の中から選定する。
- ③ ただし、審査した委員の過半数以上が1点とした同一の「審査内容」が3件以上あった場合は、選定対象としない。
- ④ 選定対象となった応募者の中から最高点の応募者を指定管理候補者として選定する。

審査結果は以下のとおりであった。

- ① 「審査内容」ごとの5人の委員の平均点は下表のとおり。
- ② 審査した委員の5人全員が総満点数の60%以上の合計点数となった。
- ③ 審査した委員の過半数以上が1点とした同一の「審査内容」はなかった。

審査基準及び内容	県が求めた水準	配点	主な提案内容	5委員 平均点	特記事項(審査コメント等)
			みえ中央市場マネジメント株式会社		
<p>1 事業計画の内容が、市場に關係する事業者の平等な利用を確保することができるものであること</p> <p>①管理運営に対する基本方針が県の基本方針や卸売市場の設置目的と合致しているか</p> <p>②施設の特性や業務内容を理解しているか</p> <p>③施設運営の成果目標に対して自己評価の体制及び基準は確立されているか</p> <p>④事業計画の内容が市場關係事業者の公平、公正な利用を促進させるものとして適当か</p> <p>⑤申請者の企業倫理・コンプライアンス(法令遵守)・環境管理への対応は適切か</p> <p>⑥人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現など、県の施策への協力について配慮された提案がなされているか</p>	<p>卸売市場關係法令等を遵守し、市場關係事業者による公正・公平な市場の利用を通じて、安全安心な生鮮食料品の安定的かつ効率的な流通を確保すること。</p>	24	<p>○第一期から第三期の指定管理者として取得したノウハウの活用や、關係法令をはじめ、各種要領及び取扱基準、社内規程等に基づき、公平・公正に管理運営を行う。</p> <p>○關係事業者の満足度の向上や県民に開かれた市場づくりなどを進め、「主体的に行動し、社会に信頼され、親しまれる市場」の実現を目指す。</p>	23.0	<p>・指定管理候補者が卸売市場の特性と業務内容について、十分理解していることが確認できた。</p> <p>・事業計画書は、卸売市場管理運営の方針と理念に合致し、これまでの卸売市場管理運営の実績を踏まえながら企画を立てているため、具体性と実行性がともに高いものであると評価できる。</p> <p>・審査項目はすべてクリアしており、特に問題がないと判断した。</p> <p>・事業計画の中で、市場の活性化を重点的に実行してほしい。</p> <p>・男女共同参画について、勉強会の男女比だけでなく、女性の積極的な雇用等も必要。</p>
<p>2 事業計画の内容が、市場施設の適切な維持管理を図ることができるものであること</p> <p>①施設の維持管理(保安点検・修繕等)について具体的な取組が提案されているか</p> <p>②危険箇所の認識と市場關係事業者の安全確保、事故防止対策は具体的に効果的なものか</p> <p>③新たな危険箇所や破損箇所、不良箇所の発見及びその対応措置は効果的なものか</p> <p>④危機の認識と危機管理対応について適切な提案がなされているか(BCP等の策定に関する計画について)</p> <p>⑤研修や訓練、マニュアル作成など平常時における準備では適切な提案がなされているか</p> <p>⑥情報の保護に対するチェック体制や責任体制について適切な提案がなされているか</p> <p>⑦職員への教育・研修方法について適切な提案がなされているか</p>	<p>市場施設の適切な維持管理を通じて、卸売市場の流通拠点としての機能を最大限に発揮させること。</p> <p>また、災害や事故等の不測の事態に備え、危機管理体制の整備を行い、市場關係事業者の安全の確保と卸売市場の機能の維持に万全を期すこと。</p>	28	<p>○専門的な知識が必要な設備については専門業者に委託し、異常箇所の早期発見と迅速な修繕を行う。</p> <p>○「重要設備の異常箇所の早期発見と通報に関するマニュアル」に基づいて故障の未然防止に努める。</p> <p>○危機管理マニュアル(BCP)の内容について見直しの必要があるかを随時検討し、災害等に備える。</p> <p>○「管理運営を通じて取得した個人情報の取扱い」や「個人情報の保護に関する社内規定」を遵守し、個人情報保護を図る。</p>	26.8	<p>・卸売市場施設の維持管理については、全般的にこれまでの経験とノウハウを活かしながら適切な管理が行われると判断した。</p> <p>・具体的な対応措置や取組については、特に修正すべき点が見当たらない。</p> <p>・老朽化が懸念されるため、事故がないように県と協力してほしい。</p> <p>・個人情報保護は、ますます重要になるため、社内規定などの他、情報保護の取組を強化してほしい。</p>

審査基準及び内容	県が求めた水準	配点	主な提案内容	5委員 平均点	特記事項(審査コメント等)
			みえ中央市場マネジメント株式会社		
<p>3 事業計画の内容が、市場の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること</p> <p>①生鮮食料品の品質管理の高度化や衛生管理に向け適切な提案がなされているか</p> <p>②市場関係事業者の営業承認や承認取消し等について適切な提案がなされているか</p> <p>③市場関係事業者の取引に対する監視等について適切な提案がなされているか</p> <p>④利用料金の設定について適切な提案がなされているか</p> <p>⑤利用料金、電気・水道料等の徴収について適切な提案がなされているか</p> <p>⑥市場関係事業者へのサービス向上につながる具体的な提案がなされているか</p> <p>⑦県民へのサービス向上につながる具体的な取組の提案がなされているか</p> <p>⑧市場施設利用率の確保(目標達成)に向けた具体的な取組について提案されているか</p> <p>⑨市場施設・土地を有効活用するための具体的な内容の提示若しくは方針を定める姿勢が見られるか</p> <p>⑩県民に親しまれる市場づくりに向けた取組について、目標達成に向けた具体的な活動内容(スケジュールを含む)が示されているか</p> <p>⑪活動について実施する目的等が明確化されているか</p> <p>⑫提案された活動について場内事業者(卸売、仲卸等)との調整及び連携に関して考慮されているか</p> <p>⑬提示される提案型事業の内容及び目的が明確化されているか</p> <p>⑭提案型事業の内容及び目的が市場活性化(取扱高の維持・増加、人材育成、衛生管理、市場のPR等)を図るものであるか</p> <p>⑮提案型事業のうちホームページ、SNS等の利活用に関する項目が1つ以上挙げられているか</p> <p>⑯提案型事業の目標設定が具体的かつ実現可能なものであるか</p> <p>⑰設定した目標の達成に向けた活動方針が明確かつ具体的に示されているか</p>	<p>市場関係事業者への公正・公平なサービスの提供などの確な市場運営を通じて、卸売市場の効用を最大限に発揮させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場における品質管理の高度化及び衛生管理の徹底 ・市場関係事業者への公正な営業承認 ・市場関係事業者の取引に対する的確な監視 ・利用料金の確実な収受 ・施設利用率の向上(90%以上) ・市場関係事業者及び県民へのサービスの向上 ・親しまれる市場づくりに向けたイベントの開催(15回以上) ・市場活性化に向けた提案型事業の設定及び実現 	68	<p>○「三重県地方卸売市場に係る市場施設の利用許可及び市場内での営業承認等取扱基準」及び「三重県地方卸売市場事務処理要領」に基づく厳正な審査を実施する。</p> <p>○市場内の売買取引を監視し、公平・公正な取引を確保する。</p> <p>○衛生管理の向上に向けてHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が確実に実施されるようサポートを行う。</p> <p>○施設利用率の向上を図る(90%以上)とともに施設利用料金の軽減を継続する。</p> <p>○親しまれる市場づくりを推進するため、料理教室や市場見学会などのイベント(15回以上)を開催する。</p> <p>○自律的、自主的な運営「自治」により指定管理業務を行う。</p> <p>○提案型事業(指定管理候補者自らが目標設定する事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS等を活用した情報発信回数 年間30回以上 ・ 市場からのごみ排出量を750t以下に維持 ・ HACCPに関連した啓発活動等実施回数 年間12回以上 ・ 市場活性化に向けた場内事業者等との会合等回数 年間12回以上 	56.0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案型事業の目標設定について実現可能な目標が設定されている。 ・ 提案型事業の内容(SNS等を活用した情報発信)において、市場に興味を持ってもらえるような動画作成を期待する。 ・ 提案型事業について、取組による効果やねらいを数字で示せる内容があれば加えてほしい。 ・ 市場施設の活用や県民サービスの向上に向けた取組について実効性、有効性が不明である。 ・ 「親しまれる市場づくり」に関して取組の具体的なスケジュールが不明である。

審査基準及び内容	県が求めた水準	配点	主な提案内容	5委員 平均点	特記事項(審査コメント等)
			みえ中央市場マネジメント株式会社		
<p>4 事業計画の内容が、市場施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること</p> <p>①提案された業務内容に基づいて、収入、支出の積算が適切に行われているか</p> <p>②管理運営業務で、収入の増加、経費の縮減に向けた実効性のある提案がなされているか</p> <p>③卸売市場施設の活用を含む実効性のある自主事業の提案がなされているか</p>	<p>県が示した施設利用料の徴収額を基準としたうえで、経費削減に努め、経営の安定を図ること。</p>	12	<p>○管理部門だけでなく、清算部門、協力会部門を通じて、経費の縮減を目指す。</p> <p>○業務の効果的・効率的な観点からも委託業務内容を見直し、支出を削減する。</p> <p>○事業者の利用料金や負担金の未収金が発生しないよう徴収を確実にを行う。</p> <p>○関連商品売場棟の一般開放や、観光客の誘客などの自主事業を検討する。</p>	10.6	<p>・過去4年間の収支実績は黒字であり、経営面において特に問題がないと判断した。</p> <p>・施設利用率の向上のためのカタログ作成などの具体的取組が評価できる。</p> <p>・市場来訪者増大による収入増加も考慮して収支計画を作るべきである。</p> <p>・市場施設の活用を含む自主事業について提案されているが、実効性に関する検討が弱い。</p>
<p>5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること</p> <p>①提案された管理運営や、事業内容を確実に実施するための人材確保や人員配置は適切か</p> <p>②提案された管理運営や、事業内容を確実に実施できる組織体制、勤務体制になっているか</p> <p>③業務をチェックし、改善するしくみの構築について、適切な提案がなされているか</p> <p>④人材育成の方針、考え方は適切か</p> <p>⑤業務に必要な研修(業務研修、人権研修など)を実施する計画が提案されているか</p> <p>⑥全体として、必要な財政的基礎を有しているか、また財務基盤が安定しているか</p>	<p>市場の管理運営に必要な人材及び人員を確保するとともに、チェック機能が働く組織体制を構築すること。</p> <p>指定管理者として、職員の資質向上、能力開発など人材の育成に努めること。</p>	24	<p>○2課・1事務局体制とし、1名の常勤役員、11名の職員のもと、効果的・効率的な業務遂行を行う。</p> <p>○社内の「事務決済規定」や「契約事務規定」及び「文書取扱い規定」等を遵守し、適切な事務の実施に努める。</p> <p>○DXに対応した専門能力などのスキルアップに向けてOJTやOFF-JT、先進地視察を実施する。</p> <p>○社内全体会議と県との定例会により、継続的に業務改善を推進する。</p> <p>○3期において黒字経営を実現しており、4期の全体収支計画を作成し、健全経営を行う。</p>	22.0	<p>・基本的な体制が整えられているため、特に問題がない。</p> <p>・人員について、業務課職員が少ないと思われ、企画担当の人員確保も必要である。</p> <p>・多くを望むのではなく、やるべきこと、できることを確実に且つ着実に行って頂ければ良い。</p> <p>・職員の個々の能力向上が欠かせない。社員研修の内容を具体化すべきである。</p>
	<p>合算点数</p>	156		138.4	

指定管理候補者として選定された団体の名称等

<p>団体の名称等</p>	<p>三重県松阪市小津町800番地 みえ中央市場マネジメント株式会社 代表取締役 仲川 恵三</p>
<p>選定委員会の講評</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者としての確であると判断した。 ・総合的評価として、今までの経験とノウハウを生かしながら、確実に安定した市場管理と運営ができると判断した。ただ、今後の市場運営、管理において創意工夫できる余地や機会も多く存在していると思っており、引き続き市場の活性化を目標に努力し続けてほしい。 ・指定管理者として実績もあり、基本的な運営能力に欠如しているところはないと思われる。一方、提案型事業には実効性に乏しいものが多く、次期開始までに検討が必要。 ・コロナの影響や人員が厳しい中、良くやっていたい。さらに皆でアイデア出しをし、関係者と連携しながら、一つでもいいので新たなチャレンジをし、成功させていきたい。 ・全国の公設の卸売市場では、公的補てんが必要な状況の中で、黒字決算実績は評価できる。 ・県と連携をとり進めているが、事業発展のため、協力関係を強化し、さらなる運営改善を図ってほしい。 ・事業計画における重要項目を挙げてPDCAを回す考え方、取組の強化が望まれる。 ・3期にわたる運営期間中卸売市場の取扱量が減少しているが、苦勞しながら、大変努力していただいている。市場経由率が減少している中、地方の卸売市場の強みは地元産地との距離の近さであり、川上との連携の強化を期待したい。

(所管事項説明)

(1) 伊勢茶の振興について

伊勢茶の振興を図るため、令和3年度から、消費拡大に向けて、マイボトルを使って伊勢茶を気軽に飲むスタイルを提案する「伊勢茶マイボトルキャンペーン」を開始しました。また、12月には「伊勢茶振興計画～愛ある伊勢茶元気プラン～」を策定し、「経営体の所得向上」と「伊勢茶の消費拡大」を両輪として、持続可能で元気な茶業の実現と県民が誇りに思える伊勢茶産地づくりに取り組んでいます。

令和4年度からは、農産園芸課に伊勢茶振興班を新設するとともに、「伊勢茶を愛する県民運動展開事業」を展開し、産地の課題解決や伊勢茶のPRに取り組んでいます。

1 これまでの取組

(1) 経営体の所得向上

J Aや市町等と連携し、茶産地の課題解決を図る「産地構造改革プロジェクト」、コスト低減を図る「G A Pの団体認証」、需要確保に向けた「輸出の取組」を推進しています。

【産地構造改革プロジェクト】

中央農業改良普及センターが中心となり、5地区で取組を開始しました。

- ・四日市市水沢地区（R 4～）：茶園の荒廃防止に向けた体制の構築に着手
- ・亀山市中ノ山地区（ 〃 ）：園地流動化に向けた園地マップのデジタル化
- ・度会町平生地区（ 〃 ）：茶の経営補完作物としてのカボチャとダイコンの実証
- ・鈴鹿市岸田地区（R 5～）：生産力の維持につなげる消費者ニーズのマーケティング
- ・いなべ市石樽地区（ 〃 ）：茶産地の維持に向けた観光産業との連携

【G A Pの団体認証】

- ・J A全農みえが団体事務局となり、8工場（19農場）が令和5年3月に取得
- ・三重茶農協が団体事務局となり、35工場（67農場）が令和5年4月に取得

【輸出の取組】※輸出量：0.1t（R 3）→ 0.4t（R 4）

ドバイ、ベトナム、E Uへの輸出に取り組んでいるほか、輸出販路の拡大に向け、輸出先国の基準に適合した防除体系やニーズの高い有機栽培の実証を進めています。

- ・ドバイ：日本文化を広める活動を行う現地インフルエンサーをカウンターパートとするプレミアム路線の販路が、堅調に拡大。現地で産地に関心をもった現地消費者15名が本年5月に来日し、伊勢茶体験ツアーに参加
- ・ベトナム：現地旅行会社と連携し、伊勢茶商品の販売や伊勢茶の魅力を発信
- ・E U：(株)エイチ・アイ・エスの現地ショップで販売し、現地での販路を開拓

(2) 伊勢茶の消費拡大

令和4年度は、県職員が伊勢茶営業マンとなり、「伊勢茶マイボトルキャンペーン」の定着化に向けた取組を実施し、令和5年度は、試飲会等の取組の継続に加え、観光のシーンや、次世代の消費者獲得に向けた教育のシーンでの発信を強化しています。

【令和4年度の主な取組】

- ・県と(株)ポケモンとの包括連携協定に基づき、みえ応援ポケモン「ミジュマル」とのコラボ商品を発売し、大手コンビニチェーンの県内約400店舗で展開
- ・大手量販店と連携し、県内31店舗で伊勢茶フェアを実施
- ・県内のショッピングモールや学校、県外のイベント等での試飲会を実施
- ・三重県総合博物館で伊勢茶の歴史・文化に係る企画展を開催し、呈茶や淹れ方教室、利き茶、手もみ茶の実演といった体験イベントを実施
- ・伊勢茶プロテインなど9件の伊勢茶に関する新商品・新サービスの開発を支援

【令和5年度の主な取組】

- ・昨年実施した大手量販店での伊勢茶フェアを31店舗から34店舗に拡大して展開
- ・鳥羽の大型直売店舗、宿泊施設等の観光スポットで、伊勢茶の飲み比べや歴史パネルによるクイズを通じて、伊勢茶の魅力を発信
- ・伊勢茶の振興をテーマとするキャリア学習を通じて、高校生への勉強会を実施
- ・G7三重・伊勢志摩交通大臣会合にて、学生等と連携し各国代表に伊勢茶を提供
- ・氷結氷出し伊勢茶など5件の伊勢茶に関する新商品・新サービスの開発を支援

2 今後の取組予定

これまでの取組を基礎としつつ、産地の構造改革を進め生産体制の強化を図るとともに、観光・外食事業者や学校との連携を深め、消費者の理解度を高める発信の強化に重点的に取り組むことにより伊勢茶の消費拡大を図ることとして、令和6年度は、次の取組を進めたいと考えています。

(1) 経営体の所得向上

「産地構造改革プロジェクト」については、これまでに立ち上げたプロジェクトそれぞれが抱える課題解決に向けた支援を継続するとともに、新たに3地区でプロジェクトを開始します。

「輸出」については、(株)エイチ・アイ・エスと連携して、販路の拡大に取り組むとともに、輸出に対応した持続的な伊勢茶生産の拡大に向け、輸出先国の残留農薬基準に適合する栽培体系の普及や有機栽培技術の確立を支援します。

(2) 伊勢茶の消費拡大

引き続き、「伊勢茶マイボトルキャンペーン」を推進し、需要の低下が懸念されている緑茶（リーフ茶）の需要喚起や伊勢茶のさらなる知名度向上に取り組むとともに、新商品や新サービスの開発支援、高付加価値化につながる機能性かぶせ茶の開発と普及に取り組めます。

さらに、数多くある緑茶ブランドの中から、伊勢茶を選んでいただくための新たな仕組みづくりに取り組めます。具体的には、観光事業者等と連携して、伊勢茶の誇る歴史を中心とした特長の発信を行うことで、県内外の消費者の購買意欲につながる伊勢茶への理解度向上を図ります。

(2) 令和4年度における森林環境譲与税の活用状況について

1 森林環境譲与税の譲与額と活用額

森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、令和元年度に創設されました。

税の使途について、市町においては、「森林経営管理法」に基づき実施する森林整備をはじめ人材の育成や担い手の確保、木材利用の促進に、県においては、市町が行う取組への支援等に活用しています。

令和4年度における市町の活用額は、譲与額が約10億5千万円に対し、約9億円（対前年比約210%）、県の活用額は、譲与額が約1億4千万円に対し、約1億7千万円（対前年比約118% ※過去に積み立てた基金の取崩分を含む）となりました。

令和元年度から4年度の4年間の活用状況については、市町は譲与額約30億5千万円に対し、約19億7千万円（活用率約65%）、県は譲与額約5億3千万円に対し、約4億8千万円（活用率約91%）となっています。

【市町・県の譲与税活用状況】

(千円)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	累計	令和5年度 (見込み)
市町	活用額	179,936	465,335	428,769	<u>900,556</u>	<u>1,974,596</u>	1,234,670
	譲与額	382,102	811,993	813,573	<u>1,046,374</u>	<u>3,054,042</u>	1,046,374
三重県	活用額	67,442	90,366	145,546	<u>172,187</u>	<u>475,541</u>	141,707
	譲与額	95,527	143,290	143,570	<u>142,686</u>	<u>525,073</u>	142,686

2 市町の取組実績

市町では、森林所有者に対する経営管理の意向調査や森林境界明確化を実施するとともに、これまでに境界明確化を実施した箇所、間伐等の森林整備が本格化するなど、森林整備面積は年々増加してきています。

また、森林の少ない市町においては、公共建築物における木造・木質化等の木材利用の促進を中心に活用されています。

【市町の主な取組実績】

区分	主な取組実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	累計
森林整備等	意向調査面積	2,949ha	19,071ha	7,542ha	<u>13,154ha</u>	42,716ha
	森林境界明確化面積	353ha	789ha	1,178ha	<u>1,726ha</u>	4,046ha
	森林整備面積	232ha	417ha	406ha	<u>741ha</u>	1,796ha
	森林作業道の整備延長	0m	0m	0m	<u>5,526m</u>	5,526m
人材の育成・担い手の確保	研修等の参加人数	19人	8人	31人	<u>24人</u>	82人
木材利用	公共建築物等における木材利用量	約18m ³	約125m ³	約26m ³	<u>約136m³</u>	約305m ³

【市町の取組区分別譲与税活用状況】

(千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	累計	活用割合
森林整備等	157,236	351,913	359,267	<u>752,728</u>	1,621,144	約82%
人材の育成・ 担い手の確保	448	8,423	21,213	<u>20,023</u>	50,107	約3%
木材利用	22,252	104,999	48,289	<u>127,805</u>	303,345	約15%
活用額計	179,936	465,335	428,769	900,556	1,974,596	100%

3 県の取組実績

県では、「みえ森林経営管理支援センター」のアドバイザーによる市町への業務支援や森林クラウドを通じた航空レーザ測量成果の共有、「みえ森林・林業アカデミー」における人材の育成、新たな担い手の確保、木材利用の推進等に取り組み、市町における森林環境譲与税の活用促進を図りました。

【県の主な取組実績】

区分	主な取組実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	累計
市町への 業務支援	「みえ森林経営管理支援センター」による支援市町数	29市町	29市町	29市町	<u>29市町</u>	-
森林整備の促進 に向けた支援	森林クラウドへの航空レーザ測量成果反映面積	-	398km ²	565km ²	<u>764km²</u>	1,727km ²
人材の育成・ 担い手の確保	「みえ森林・林業アカデミー」における林業人材育成数	280人	234人	273人	<u>222人</u>	1,009人
	就業ガイダンス等の参加人数	73人	95人	51人	<u>93人</u>	312人
木材利用	公共建築物等における木材利用量	-	-	-	<u>約343m³</u>	約343m ³

4 今後の対応方針

市町における森林環境譲与税を活用した取組は着実に進展してきていることから、今後もより一層の活用が進むよう、市町の課題に応じた支援内容の充実を図るとともに、引き続き助言・指導に取り組みます。

令和6年度には、森林環境譲与税の財源となる森林環境税の課税が開始されるとともに、みえ森と緑の県民税も第3期制度として継続します。今後も、両税の棲み分けや必要性について、県民の皆さんへの理解の促進を図りながら、両税を有効活用した「三重の森林づくり」を進めてまいります。

(3) 第4期みえ生物多様性推進プラン（中間案）について

令和2年3月に策定した「第3期みえ生物多様性推進プラン」について、令和5年度末に計画期間の終了を迎えることから、見直しに向けた作業を進めています。

9月定例会議の本常任委員会での説明後、11月に開催した三重県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）でいただいたご意見等をふまえ、中間案をとりまとめました。（別冊1）

1 第4期みえ生物多様性推進プラン（中間案）の概要

(1) 第4期プラン（中間案）の構成

第4期プラン全体の構成については、基本的に第3期プランを引き継ぎつつ、新たな国家戦略「生物多様性国家戦略2023-2030」をふまえ、県民の皆さんにより分かりやすく生物多様性の推進に取り組んでいただけるよう、3つの取組方針に整理し、記載しています。（別添1）

(2) 取組方針ごとの主な取組

【取組方針1】生物多様性の保全

重要な自然環境や野生生物への法的規制による生息地及び種の保全や、OECM（保護地域以外で生物多様性に貢献する地域）による保全を進めます。また、外来種の侵入等による生物多様性に対する負の影響の最小化をめざします。

「ポイント：OECMによる保全の取組を推進」

- ・自然保護を目的とした国立公園等の保護地区だけではなく、企業緑地や里地里山等の区域をOECMとして設定することを推進し、保全を進めます。

【取組方針2】適正な自然の活用

農林水産業の持続的な発展や農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生、野生鳥獣との共生をめざします。また、開発行為に対して自然環境の適切な保全が図られるよう取り組みます。

「ポイント：開発における生物多様性への配慮の推進」

- ・希少野生生物の生息生育地において開発行為が行われる場合、事業者に対して、詳細な生物調査や影響回避・低減等の保全対策の実施等に向けた指導を進め、自然環境への配慮を促進します。

【取組方針3】保全と活用のための環境づくり

社会全体で生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくための普及啓発や基盤整備、支援を行うとともに、専門家や事業者、行政等さまざまな主体による連携・協働を促進します。

「ポイント：多様な主体によるパートナーシップの促進」

- ・生物多様性の保全に向けた取組のさらなる展開を図るため、みえ生物多様性パートナーシップ協定の仕組みを活用するなど、県民、事業者、専門家、行政等さまざまな主体の連携・協働による自然環境保全活動を促進します。

2 審議会での主な意見

令和5年11月17日に開催した審議会における主な意見は、以下のとおりです。

- ・OECMによる保全の取組を推進していくため、県有地におけるモデル区域の設定だけでなく、情報発信や設定への支援・助言など、推進に向けた県の取組について記載すべきである。
- ・野生生物が生息生育するさまざまな環境がつながる「生態系ネットワーク」の形成促進に向けて、NPO等各種団体、県民や行政等のさまざまな主体が連携して推進する体制や仕組みづくりが必要である。

3 今後の対応

今後、中間案について、広く県民のみなさんから意見を聴くために、パブリックコメントを実施し、最終案を取りまとめる予定です。

その後、2月定例会議の本常任委員会において最終案の説明を行い、本年度末までに、第4期プランを策定してまいります。

<今後のスケジュール>

令和6年1月	パブリックコメントの実施	
2月	三重県自然環境保全審議会	最終案説明
3月	2月定例会議常任委員会	最終案説明
3月下旬	第4期プラン策定	

(4) 藻場及び干潟・浅場の再生に向けた取組について

1 現状と課題

鳥羽・志摩から熊野灘沿岸における藻場の面積は、県が令和3年度に実施した調査において、平成22年から令和3年までの11年間で、約5分の1に減少していることが明らかとなっています。特に、志摩半島沿岸では、黒潮大蛇行の影響により高水温傾向が顕著になった令和元年以降、藻場が著しく衰退する「磯焼け」の拡大が確認されています。

また、伊勢湾における干潟の面積は、環境省の調査結果によると、昭和20年から令和2年までの75年間で、約2分の1に減少しています。

藻場及び干潟・浅場は、アワビ、アサリなど水産生物の生育の場や水質浄化の場として重要な役割を果たしており、その再生が喫緊の課題となっています。

2 これまでの県の取組

県では、「熊野灘沿岸等における藻場の再生」と「伊勢湾における干潟・浅場の再生」に向けて、国の方針に基づき「三重県外海域藻場ビジョン」、「伊勢・三河湾海域干潟ビジョン」を策定し、ハード対策とソフト対策が一体となった取組を計画的に推進してきました。

【熊野灘沿岸等における藻場の再生に向けた主な取組】

- ・鳥羽・志摩から熊野灘沿岸における藻場分布状況の定期的な調査
- ・海域環境を把握したうえでの適地における藻場造成（34.2ha）
- ・志摩地域における藻場の衰退要因の調査と対策の検討

【伊勢湾における干潟・浅場の再生に向けた主な取組】

- ・伊勢湾における干潟分布状況の定期的な調査
- ・海域環境を把握したうえでの適地における干潟・浅場造成（21.03ha）
- ・アサリ資源の減少要因の把握と対策の検討
- ・漁業者によるアサリの移殖放流への支援

3 今後の取組の方向性と令和5年度の取組

これまで、藻場及び干潟・浅場の再生に向けた取組を進めてきたものの、漁場環境の変化の影響により減少が進んでいることから、近年の藻場及び干潟・浅場を取り巻く現状と課題をふまえ、今後の取組の方向性を整理し、必要な取組を進めていきます。

(1) 熊野灘沿岸等における藻場の再生に向けた取組

【取組の方向性】

藻場の面積が大きく減少していることをふまえ、海藻の生育場となる藻礁ブロックの設置により、令和13年度までに26haの藻場造成に取り組みます。

また、磯焼けの進行には、黒潮大蛇行に伴う海水温の上昇により増大したアイゴやブダイ等の魚類による食害が大きく影響しているため、ソフト対策として、漁業者等による食害生物の駆除などの藻場の保全活動を支援するとともに、大学や市町等とも連携して新たな食害対策の実用化に取り組みます。

【令和5年度の取組】

磯焼けの進行が著しい志摩市を中心に、5工区（大王・船越・神前浦・紀北・波田須）で計2.25haの藻場造成を進めるとともに、1工区（安乗）で藻場造成に向けた調査設計を実施しています。

ソフト対策としては、漁業者を中心とした地域の活動組織（20組織）が行う魚類・ウニ類等の食害生物の駆除、海藻の移植、保護区の設定などの藻場保全活動への支援に加え、三重大学や志摩市と連携し、魚類の食害に強いとされる南方系ホンダワラ類を対象とした藻場造成の検討や、藻場を網で仕切って魚類の侵入を防ぐ「仕切網」の実用化に向けた試験に取り組んでいます。

（2）伊勢湾における干潟・浅場の再生に向けた取組

【取組の方向性】

干潟・浅場においては、波浪による砂のかく乱がアサリの減少の要因となっていることから、波浪によるアサリの流失を防ぐ効果がある砕石を用いた新たな工法を導入し、令和13年度までに15haの浅場造成に取り組めます。

また、ソフト対策として、漁業者等による貝類の移殖、海底の耕うん、堆積物の除去などの干潟・浅場の保全活動を支援するとともに、干潟・浅場の整備に必要となる土砂の安定確保に向けて、河川・港湾管理者等と連携し、土砂の供給体制の構築を図ります。

【令和5年度の取組】

アサリの減少が著しい松阪市地先において、1.55haの浅場造成を進めるとともに、四日市市、津市地先で干潟・浅場造成に向けた適地選定のための調査を実施しています。

ソフト対策としては、漁業者を中心とした地域の活動組織（3組織）が行う干潟・浅場の保全活動を支援しています。また、干潟・浅場の整備に必要となる土砂を確保するため、随時、国土交通省中部地方整備局、県土整備部と情報交換を行うとともに、年度内には、伊勢湾・三河湾における干潟・浅場造成への河川掘削土砂の有効活用に向けて、国土交通省中部地方整備局や愛知県と意見交換を行う予定です。

4 今後の対応

今後も、各ビジョンに基づき、ハード対策とソフト対策が一体となった藻場及び干潟・浅場の再生に向けた取組を着実に進めてまいります。

(5) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和5年9月19日～令和5年11月21日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	第3回三重県地方卸売市場指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和5年9月19日(火)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 常 清秀 ほか4名
4 諮問事項	三重県地方卸売市場指定管理候補者の審査(ヒアリング審査及び総合判定)について
5 調査審議結果	ヒアリングによる審査が実施され、第2回選定委員会(令和5年9月11日開催)における書面審査の結果とあわせた総合判定が行われました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 自然環境部会
2 開催年月日	令和5年11月17日(金)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 平山 大輔 ほか6名
4 諮問事項	第4期みえ生物多様性推進プラン(中間案)について
5 調査審議結果	第4期みえ生物多様性推進プラン(中間案)について、審議・ご意見をいただきました。
6 備考	